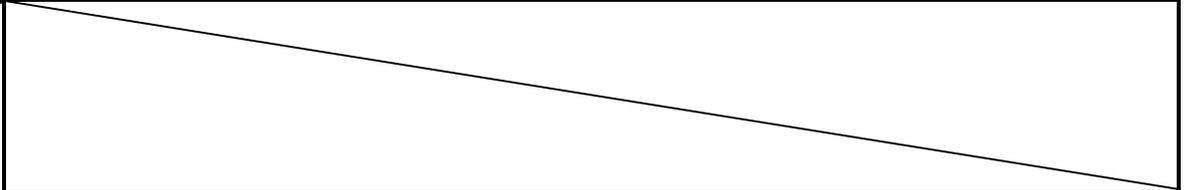
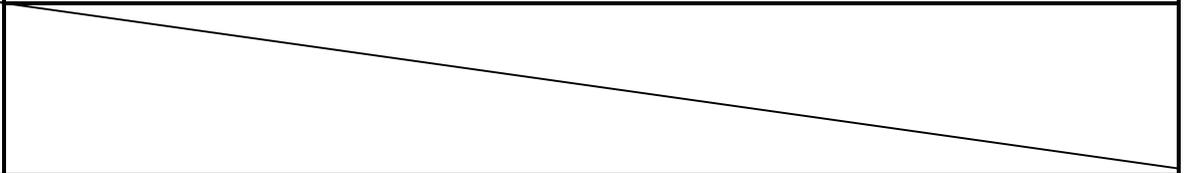


平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	1	府省庁名	警察庁
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> (軽油引取税)		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（警察の船舶の用途）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 各都道府県警察では、警察用船舶による水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全・安心を確保しているところ、警察用船舶の動力源に供する軽油の引取り。</p> <p>・特例措置の内容 警察用船舶の動力源に供する軽油の引取りに対しては、引き続き軽油引取税を課さないものとする。</p>		
関係条文	地方税法附則第12条の2の7第1項第1号		
減収見込額	（初年度） - （112） （平年度） - （112） （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的 警察用船舶の燃料となる軽油の引取りに係る税を免除することにより、水上警察活動の維持・充実を図り、国民の安全・安心を確保する。</p> <p>（2）施策の必要性 各都道府県警察の警察用船舶は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水難者の捜索・救助 ・プレジャーボート等の漂流・故障事案の捜索・救助 ・橋梁等からの転落事案への対応 ・災害発生時の捜索・救助 ・水上や離島周辺のパトロール ・密入国・密輸、密漁事犯等の水上犯罪の取締り ・重要施設に対する海上からの警戒警備 <p>等の水上警察活動を行うことにより、国民の安全・安心を確保。 仮に課税免除措置がなされなかった場合、船舶の活動範囲等水上警察活動に少なからず影響が生じるものと考えられるところ、本件措置により水上警察活動の維持・充実を図り、国民の安全・安心を確保している。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし。		
	ページ	1	1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	市民生活の安全と平穩の確保（平成23年度実績評価計画書の基本目標1）等
	政策の達成目標	水上警察活動の維持・充実による国民の安全・安心の確保 （指標：水上警察活動に伴う犯罪検挙の状況、保護救助人員等）
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間
	同上の期間中の達成目標	引き続き、警察用船舶による水上警察活動の充実を図り、国民の安全・安心を確保する。
	政策目標の達成状況	平成22年中は犯罪検挙人員323人、保護救助人員269人であり、警察用船舶による水上警察活動の維持・充実により、国民の安全・安心が確保されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	ディーゼルエンジン搭載警察用船舶169隻（平成22年中の課税免除対象隻数）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	当該課税免除措置により、水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動の維持・充実が図られ、国民の安全・安心の確保につながることとなり、高い公益が実現されることとなる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の支援措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし。
	要望の措置の妥当性	全国的に水上警察活動の維持・充実を図ることにより、国民の安全・安心の確保につながるものであり、当該課税免除措置によるべき妥当性がある。 なお、軽油引取税創設時（昭和31年）から課税免除措置がなされている。
	ページ	1 2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>ディーゼルエンジン搭載警察用船舶169隻に対する課税免除額と軽油使用量は下記のとおり。</p> <p>平成20年中：約1億1,000万円（約3,500キロリットル） 平成21年中：約1億1,500万円（約3,570キロリットル） 平成22年中：約1億1,000万円（約3,430キロリットル）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>当該課税免除措置により、水難者の捜索・救助、水上犯罪の取締り、水上や離島周辺のパトロール等の水上警察活動の維持・充実が図られ、国民の安全・安心の確保につながることとなり、高い公益が実現されることとなる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和31年の地方税法改正による軽油引取税創設時から、非課税措置がなされていた。平成21年度の地方税法の改正により、軽油引取税が目的税から一般税に変更されたことに伴い、平成24年3月31日までの3年間の時限措置となった。</p>
<p>ページ</p>	<p>1 3</p>